

審査機関による技術的審査の活用について

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査をあらかじめ、建築物の用途に応じ下記の審査機関に依頼することが可能です。

この場合、所管行政庁に認定申請する前に審査機関に技術的審査を依頼し、認定基準に適合する「適合証」の交付を受け、所管行政庁に提出して下さい。

- ・登録住宅性能評価機関
（住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する機関）
- ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する機関）